

## 青森県教育委員会第831回定例会会議録

1 期 日 平成30年4月6日（金）

2 開 会 午後3時00分

3 閉 会 午後3時30分

4 場 所 教育庁教育委員会室

### 5 議事目録

- 議案第1号 青森県文化財保護審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定  
そ の 他 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会  
の方針について  
そ の 他 青森県立学校における学校運営協議会を設置する学校について  
そ の 他 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

### 6 出席者等

- ・出席者の氏名  
和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴
- ・欠席者の氏名  
なし
- ・説明のために出席した者の職  
佐藤教育次長、田村教育次長、児玉参事・教育政策課長、佐藤職員福利課長、長内  
学校教育課長、赤尾教職員課長、高橋学校施設課長、渡部生涯学習課長、相坂スポ  
ーツ健康課長、増田文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員  
中沢委員、杉澤委員
- ・書記  
小関英規、藤田真希也

### 7 教育長職務代理者の指名報告

（教育長）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長職務代理者を指名することとされており、4月1日付けで豊川好司委員を指名したので、お知らせする。

### 8 議 事

#### 議案第1号 青森県文化財保護審議会委員の人事について

（増田文化財保護課長）

青森県文化財保護審議会委員の任期が、平成30年4月8日をもって満了するので、委員13名を委嘱又は任命するものである。詳細は、参考資料をご覧ください。

委員13名のうち岡田俊治氏ほか8名は再任することとし、新たに県重宝の建造物担当として齋藤政人氏を任命し、同じく美術工芸品担当として山田泰子氏、記念物の名勝担当として兵藤勝幸氏、同じく植物担当として山岸洋貴氏を委嘱するものである。

なお、委員の任期は、平成30年4月9日から平成32年4月8日までの2年間である。

(豊川委員)

欠員分野における今後の対応はどのようにしていくのか。

(増田文化財保護課長)

欠員分野の案件を審議することとなった場合は、臨時の委員を委嘱するなどに対応する。

(豊川委員)

対応案については理解したが、欠員分野の委員を探す方法はどのようにしていくのか。

(増田文化財保護課長)

委員の選考条件の一つに年齢があり、欠員分野の有識者については、高齢となっており委員を引き受けていただけない状況である。関係者から意見を伺いながら、引き続き適任者を探していく。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

## その他 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針について

(長内学校教育課長)

文部科学省は、調査を開始した平成19年度から平成25年度まで、各都道府県の調査結果のみを公表し、都道府県教育委員会が、市町村や学校の調査結果を公表することを禁じてきたところであるが、平成26年度から次の3点について可能とした。

一つとして、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の同意を得た場合は、同意した市町村名や当該市町村の設置管理する学校名が明らかとなる調査結果を公表すること。

二つとして、市町村教育委員会が、当該市町村における公立学校全体の結果及び自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において公表すること。

三つとして、学校が、自校の結果について、それぞれの判断において公表すること。

平成30年度の文部科学省の方針についても同様である。

県が市町村の結果を公表することについて、「同意する」との回答が3市町村で、県が市町村教育委員会が設置管理する学校の結果を公表することに「同意する」とした市町村はなかった。

県教育委員会は、県全体の正答率等を分析し、今後の対策を付した資料を作成し、域内の市町村教育委員会等に配付するとともに、青森県教育委員会のホームページで、当該資料を12月初旬に公開する。また、県教育委員会は、市町村名や当該市町村が設置管理する学校名を明らかにする結果公表については行わない。なお、その他として、県教育委員会は、市町村教育委員会教育長会議や義務教育教科等担当指導主事研究協議会において、県内の公表の実態を情報提供し、調査の趣旨及び実施要領の示す配慮事項を踏まえた結果の公表に積極的に取り組むよう促すこととする。

(野澤委員)

県教育委員会では、県全体の正答率等を分析や対策を付し公表するとともに市町村教育委員会教育長会議等において、調査の趣旨及び実施要領の示す配慮事項を踏まえた結果の

公表に積極的に取り組むよう促すとのことであるが十分な効果が見込めるものか。過度な競争を避けながら、大いに利活用してもらうため、これまでより踏み込んだ取り組みはできないものか。

(豊川委員)

公表に前向きになれない理由があれば教えていただきたい。

(長内学校教育課長)

県が市町村の結果を公表することの同意については確認しているが、その理由については調査項目がないため把握できていない。ただし、会議等の場において、公表しない主な理由は、小規模校のため公表により学校や個人が特定されることや序列化や過度な競争のため各学校の教育活動の妨げになるなどの意見がある。これらの意見を踏まえて、調査の結果を有効に活用し、委員が心配されていることを回避できるよう関係機関と情報共有を図りながら学力向上に取り組んでいきたいと考えている。

(野澤委員)

調査結果を公表した他県の例を活用するなど踏み込んだ取組をしていただきたい。

(町田委員)

公表に前向きになれない理由に学校間の格差を生むことが懸念されると思うが、評価は学力が全てではなく、学力に加えて他の部分も優れているかどうかで判断すべきである。そのようなことを改善しなければ、公表する市町村の数も増えないと思う。

(中沢委員)

学力だけではなく、子どもたちの良さを評価することも大切である。

(杉澤委員)

調査結果をしっかりと学力向上に結びつけるようにすることが重要である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ、平成30年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針については、教育委員会として了解した。

## その他 青森県立学校における学校運営協議会を設置する学校について

(長内学校教育課長)

学校運営協議会の設置については、1の「経緯」にあるとおり、2月22日の臨時会において、青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を定めたところである。当該規則第3条第2項の規定により、森田養護学校に対し意見を聴いたところ、2の「森田養護学校からの意見」にあるとおり、地域住民、保護者及び校長から設置の同意が得られたところである。このため、3の「学校運営協議会を置く県立学校」のとおり、青森県立森田養護学校に対し、平成30年4月1日をもって学校運営協議会を設置することを決定したものである。

(杉澤委員)

県立森田養護学校の卒業式に出席し、学校運営協議会の設置について話し合う機会があった。皆さん学校運営協議会の設置について、快く同意してくれるコメントが多かった。県立森田養護学校は、職員と保護者が非常に一生懸命に取り組んでおり、地域住民のサポートもある。学校運営協議会の素地が整っているように感じた。

(野澤委員)

学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって学校づくりを進めていくことができる学校運営協議会について、県立森田養護学校が県立学校におけるモデルとなる。小中学校にも浸透させるために県立学校が範を示していくべきと考えるが、教育委員会はどのように取り組んでいくのか伺いたい。

(長内学校教育課長)

県立森田養護学校の学校運営協議会を参考に取組を検証しながら、県立学校における様々な課題を整理し、その結果を普及させたいと考えている。

(野澤委員)

学校運営協議会の定着について、教育委員会として早めに方向性を示すべきと考える。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ、青森県立学校における学校運営協議会を設置する学校については、教育委員会として了解した。

## その他 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

(赤尾教職員課長)

1 英検等の資格を有する者に対する専門教科試験の免除(1)の「改善の趣旨」について、文部科学省では、グローバル化に対応した教育環境づくりにあたり、小・中・高等学校を通じた英語教育改革実施計画を策定しており、その中で、中学校では授業を基本的に英語で行うこと、高等学校では発表、討論、交渉等の高度な言語活動を行うことが可能となるよう、教員の指導力・英語力の向上を図ることとしている。このことから、本県においても、中学校及び高等学校等における英語教員の指導力・英語力向上を促進するための取組として、英検等の資格を有する者に対して、第一次試験の専門教科試験を免除することとした。

(2)の「専門教科試験の免除対象者」について、中学校及び特別支援学校中学部英語受験者は、実用英語技能検定試験の準一級又はそれに準じる資格を有する者、高等学校及び特別支援学校高等部英語受験者は、実用英語技能検定試験の一級又はそれに準じる資格を有する者を対象として、出願時に取得している資格を有効とすることとした。

(3)の「実施年度」については、平成31年度実施の平成32年度教員採用候補者選考試験からとなる。

2 複数免許状等を有する受験者に対する専門教科試験における加点対象の拡充(1)の「改善の趣旨」について、小・中学校では、特別支援学級在籍児童生徒数及び通級指導対象児童生徒数が増加しており、また、高等学校では平成30年度から通級による指導を開始するなど、特別な教育的ニーズのある児童生徒への指導を充実させるため、教員の特

別支援教育に係る専門性の向上が求められている。このことから、特別支援教育に関する専門的知識を有する人材を確保するため、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭受験者で、特別支援学校教諭普通免許状を共に有する場合、第一次試験の専門教科試験の得点に加点することとした。

(2)の「拡充となる加点対象の校種・教科及び資格要件」については表のとおり、平成31年度実施の平成32年度教員採用候補者選考試験から実施予定の「複数免許状等を有する受験者に対する専門教科試験への加点制度」に番号5として追加するものである。

なお、追加となる加点対象に係る加点の内容については、小学校受験者は15点、中学校及び高等学校受験者は5点を専門教科試験の得点に加点することとした。

(3)の「実施年度」については、平成32年度実施の平成33年度教員採用候補者選考試験より適用となる。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ、青森県立学校教員採用候補者選考試験における改善事項については、教育委員会として了解した。